

青森県産業立地促進費補助金

対象地域	県内全域
対象企業	<p>(1) 県の誘致企業</p> <p>(2) 県内企業（青森中核工業団地及び金矢工業団地に限る）</p> <p>(3) 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業 ※増設の場合は、県の誘致企業に限る</p>
対象業種	<p>製造業、頭脳立地業種、研究開発型企业、医療・健康福祉関連業種及び農商工連携関連業種、情報通信関連業種、非製造業（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業） （上記のほか、環境・エネルギー産業創造特区エリアにおいては、環境リサイクル・エネルギー関連業種も対象）</p>
補助対象	<p>(1) 土地の取得経費（金矢工業団地に限る）</p> <p>(2) 建物・機械設備の取得（新設の場合はリースを含む）経費 ※土地リース制度を活用し、建物等を取得する場合も補助対象とする。</p>
要件	<p>次の（１）、（２）及び（３）（新設の場合のみ）のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 設備投資額（土地及び建物・機械設備の取得（リースを含む）経費）１億円以上</p> <p>(2) 雇用増１０人以上 ※むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の情報通信関連業種においては雇用増５人以上</p> <p>(3) 土地取得又はリース（青森中核工業団地・金矢工業団地の補助率２０％の場合は取得に限る）</p> <p>※本社機能移転の場合は、設備投資額５千万円以上、雇用増５人以上</p>
補助率	<p>(1) 新設</p> <p>①設備投資額１億円以上、雇用増１０人以上 補助対象経費の５％</p> <p>②設備投資額３億円以上、雇用増２０人以上 補助対象経費の１０％</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭脳立地業種の場合は、設備投資額１億円以上・雇用増２０人以上 ・ソフトウェア業、情報サービス業、情報通信関連業種、環境リサイクル・エネルギー関連業種の研究所は設備投資額１億円以上・雇用増１０人以上（情報通信関連業種でむつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は雇用増５人以上） <p>※上記にかかわらず、金矢工業団地の土地取得費は４０％以内、金矢工業団地（製造業、研究開発型企业等の大企業で設備投資額１億円以上・雇用増１０人以上の５％、頭脳立地業種の大企業で設備投資額１億円以上・雇用増１０人以上の５％を除く）、青森中核工業団地は２０％、また１万㎡未満の土地リースの場合は５％</p> <p>(2) 増設</p> <p>①設備投資額１億円以上、雇用増１０人以上 補助対象経費の５％</p> <p>②設備投資額３億円以上、雇用増２０人以上 補助対象経費の１０％</p> <p>※ただし、１企業１回限りとする。</p> <p>※本社機能移転の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額５千万円以上、雇用増５人以上 補助対象経費の１０％ ・設備投資額３億円以上、雇用増２０人以上 補助対象経費の１５％

補助限度額	<p>(1) 新設</p> <p>3億円。ただし、1億円を超える場合、単年度の交付額は1億円を限度とし、複数年にわたって分割交付する。</p> <p>※①むつ小川原開発地区は5億円（製造業、研究開発型企业、頭脳立地業種で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の場合は3億円。）</p> <p>②金矢工業団地、青森中核工業団地は5億円（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業の非製造業の場合は3億円、金矢工業団地の製造業、研究開発型企业等及び頭脳立地業種で設備投資額1億円以上・雇用増10人以上の場合は3億円）</p> <p>③設備投資額30億円以上・雇用増30人以上の場合(特例) 5億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は10億円）</p> <p>④設備投資額60億円以上・雇用増60人以上の場合(特例) 8億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は15億円）</p> <p>⑤設備投資額100億円以上・雇用増100人以上の場合(特例) 10億円（むつ小川原開発地区、金矢工業団地、青森中核工業団地の場合は20億円）</p> <p>※金矢工業団地及び青森中核工業団地については、土地取得額の2倍又は補助限度額のいずれか低い額</p> <p>(2) 増設 1億円</p>
-------	---